



家庭状況届 提出のご案内

保護者の施設利用要件(就労等)が継続していることを確認するため、下記の書類を提出してください。

子ども・子育て支援法第22条(保育を必要とする状況の届出)に基づき、年度毎に保護者の現況調査を実施いたします。

提出期限

令和7年9月22日(月) 必着

提出方法

下記、いずれかの方法で提出してください。

- ① オンライン申請(ぴったりサービス)
- ② 江戸川区役所保育課保育係へ書類を提出(郵送・窓口)

オンライン申請での提出を推奨しています。
オンライン申請の方法につきましては別紙をご確認ください。

提出書類

下記すべての書類の提出が必要です。

- ① 同封の家庭状況届
- ② 保育の必要性を確認する書類(同封の就労証明書等)

※就労証明書等の区様式は区ホームページからもダウンロードできます。
・令和7年4月1日以降に、認可保育園の申込みおよび支給認定証の申請等で、保護者それぞれの就労証明書等を提出している場合は、家庭状況届のみ提出してください。

注意事項

- ・家庭状況届は世帯で1枚配付しています。
- ・施設利用要件が就労以外の場合(病気・家族の介護等)の場合は、ご自身で書類を用意してください。
- ・保護者が父・母の場合はそれぞれの要件書類が必要となります。
- ・就労証明書は、勤務先のご担当者様に作成を依頼してください。
- ・就労者本人が法人代表者等の場合を除き、就労者本人での作成はできません。

すべての方にご提出いただく書類

① 家庭状況届

② 保育の必要性を確認する書類

現在の状況により提出いただく書類が異なります。

以下の表より該当する書類をご提出ください(父母それぞれの書類が必要です)。

	現在の状況	『保育の必要性を確認する書類』	注意事項
1	就労	江戸川区書式の就労証明書(簡易版)	・月48時間以上(交通所要時間、休憩時間を除く)お子さんの保育が困難となる状況が認定事由となります。 ・複数箇所勤務している等の場合は、それぞれの就労証明書が必要です。 ・育児休業中の方は、育児休業期間と復職予定日の記載が必須となります。 ・自営業の方の自営業を証明する書類は不要です。
	産休中・育児休業中		
2	求職活動	就職活動状況報告書	・就労開始が決定したら、就労開始後14日以内に就労証明書と教育・保育給付認定変更申請書(兼)変更届を提出してください。
3	出産予定	親子健康手帳(母子手帳)のコピー (表紙と分娩予定日記載のページ)	・提出済の方は必要ありません。 ※現在就労中、産休中の方は就労証明書の提出も必要です。
4	疾病	診断書(原本)	・お子さんを保育することが困難である具体的な内容の記載があるもの。
5	障害	障害者手帳等のコピー	・江戸川区に住民票がある方は提出不要です。
6	介護・看護	① 介護・看護状況申告書 + 【介護・看護を受けている方の診断書 障害者手帳等のコピー ※ 介護保険被保険者証とケアプランのコピー ② いずれか	・①と②両方が必要です。 ・月48時間以上お子さんの保育が困難となる状況が認定事由となります。 ※障害者手帳等のコピーにつきましては、江戸川区に住民票がある方は提出不要です。
7	就学	在学証明書と時間割表等 ※所在地のわかるものを添付してください。	・月48時間以上(交通所要時間、休憩時間を除く)お子さんの保育が困難となる状況が認定事由となります。

※婚姻、離婚等により世帯状況の変更を希望する場合は別途申請が必要となりますので、保育課保育係へご連絡ください。

必要書類(就労証明書等)は区ホームページからダウンロードもできます。



「3. 在園中に必要な書類」から必要書類をダウンロードできます。

江戸川区ホームページ > シティインフォメーション > オンラインサービス > 申請書ダウンロード > 子育て・教育 > 保育園等(認可保育施設、保育ママ)関係書類

注意事項

・必ずファイルを端末に保存してから情報を入力してください。
(直接入力を行うと、文字が印字されない場合があります)

すでに退園している場合・令和7年9月末までに退園が決まっている場合

通知書類の到着時点ですでに退園している場合や令和7年9月末までの退園が決まっている場合は、本調査への回答は不要です。大変お手数ですが、保育係へご連絡ください。併せて教育・保育給付認定の取消しの有無を確認いたします。

本調査等における書類の提出は オンラインでもできます！

- ◆ 家庭状況届をマイナポータル(ぴったりサービス)から提出することができます。
- ◆ 「保育の必要性を確認する書類」(就労証明書など)はデータで添付してください。

オンライン申請に必要なもの (1・2 または 1・3をご用意ください)

1. 申請者本人のマイナンバーカードおよび暗証番号(6桁以上の署名用電子証明書の暗証番号)
2. マイナンバーカード対応スマートフォン
3. パソコンおよびマイナンバーカード対応ICカードリーダー

注意事項

添付書類のデータが不明瞭だった場合は、再申請または郵送での再提出が必要となる場合があります。文字や画像が鮮明に映っていることをご確認のうえ申請してください。



← 区ホームページ

江戸川区ホームページ > 子育て・教育 > 子育て応援サイト >
子どもを預けたい > 認可保育施設入所に係るオンライン申請の手続き
> 保育施設等の家庭状況届

※認可保育園用の案内を掲載していますが、家庭状況届等は企業主導型保育所の方もご利用できます。

家庭状況届以外にもオンライン申請できる手続きがあります！

オンライン申請できる手続き例

教育・保育給付認定変更申請	転居、転職、家族構成が変わった等
教育・保育給付認定取消申請	保育の必要性がなくなった場合
教育・保育給付認定再交付申請	支給認定証を再発行したい場合